

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度		定期監査(中期・後期) (3監査第147号)		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(指摘事項)2 収入事務について【重点項目】(1) 徴収事務を適正に行うべきもの(報告書3～5ページ)	夜間照明使用料及びマレットゴルフ用具使用料について、市財務規則では、私人に収入事務を委託する場合、現金出納簿を備え、委託に係る収納金の受け払いを記録しなければならないとしているが、これを備えることなく、また記録もしていなかった。 規則に基づき、現金出納簿の整備を行うとともに、収入事務受託者に対する指導を適切に行われたい。 また、用具の貸出しについては、マレットゴルフの普及のため実施してきたものであるが、事業開始後相当の期間が経過しているため、貸出しの効果を検証されたい。	夜間照明の使用料については、現金出納簿を整備し収納金の受け払いを記録するよう事務受託者に指導し、改善を図った。 用具の貸出しについては、マレットゴルフの普及のため、道具等を用意しなくても始められるように開始した事業である。近年では、高齢者のフレイル予防や生きがいづくりのために、マレットゴルフを始める方も増えてきており、新型コロナウイルス感染拡大前は、年間千件を超える利用があったため、現在でも普及にある程度の効果はあると考える。今後は、利用状況の推移を見ながら、効果の検証を行っていく。	夜間照明の使用料については、現金出納簿を整備し収納金の受け払いを記録するよう事務受託者に指導し、改善を図った。 用具の貸出しは、道具等を用意しなくても始められるように開始した事業であるが、貸出数はコース利用者の約1割を占めており、マレットゴルフ普及に寄与しているものとする。今後も、高齢者のフレイル予防や生きがいづくりの場としてマレットゴルフを始める方が増えると見込んでおり、事業を継続していく。	スポーツ課	
(指摘事項)2 収入事務について【重点項目】(2) 調定事務を適正に行うべきもの(報告書3～5ページ)	自動販売機設置に係る市有財産賃借料及び鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託について、市契約規則では、契約保証金は契約締結の際に納付させるものとして定めているが、受入調定手続が遅滞し、契約保証金納入前に契約を締結していた。 規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。 なお、契約保証金の取扱いについては、令和2年度定期監査(中期・後期)報告書において、保証金の対象範囲の見直しや免除の手続の簡素化に関して意見を述べている。 契約課においては、早急に見直しを検討されたい。	契約保証金の取扱いについて、令和4年度中の規則改正等に向けて、調査・検討を進め、見直しを図る。	長野市契約規則を改正し(令和5年2月20日公布。同年4月1日施行)、契約保証金の減免対象となる契約範囲を拡大する見直しを行った。	契約課	
(指摘事項)4 補助金等の交付事務について【重点項目】(1) 規則等に基づき適正な補助金交付事務を行うべきもの(報告書8ページ)	支所発地域力向上支援金において、交付申請前に発生した費用についても補助対象経費に含めている事例があった。 支所発地域力向上支援金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。 また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。	交付要綱の誤認によるもので、交付申請以前に発生した経費については対象経費としないよう、適正な事務処理を行う。 今後、年度の早い時期からの事業着手が可能となるよう、募集方法、選考時期について検討する。	交付申請前に発生した費用を補助対象経費としないよう、事業手続に関する文書等を分かりやすく見直しを行い、各支所等へ説明を行うとともに、要綱に基づく適正な事務処理について周知徹底を行った。 また、年度当初から事業着手が可能となるよう、前年度中に、各支所等で事業の募集・選考が行えるよう事務処理方法を変更した。	地域活動支援課	

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度		定期監査(中期・後期) (3監査第147号)		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(意見) 1 セントラルスクウェア(都市公園)の管理手法について(報告書13～14ページ)	セントラルスクウェアは、令和2年4月に長野市が都市公園として設置し、地元組織が当該公園を管理することにより、より一層のまちの賑わい創出が期待できるとして、同年5月から一般社団法人ながの表参道セントラルシティ(以下、「セントラルシティ」という。)が都市公園法(以下「法」という。)第5条第1項による管理許可団体として同公園の管理を行い、市はセントラルシティが納付すべき使用料を減免している(図1省略)。 都市公園の管理を民間事業者に行わせる主な手法は、地方自治法第 244条の2第3項による指定管理者制度と、法第5条第1項による公園施設設置管理許可制度がある。 国土交通省の都市公園法運用指針(第4版)では、「都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は、指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設の設置管理をNPO等に委ねる場合には、設置管理許可制度を適用するものと考えられる。」としている。 セントラルシティは、公園でイベント等を実施する者に対して、公園の使用許可(行政処分)に相当する行為を「利用許可」として行っているが、国土交通省の運用指針によると、法第5条第1項に基づいて当該行為を行うことはできないと解され、この場合は、市が直接行うか、又は市の委任を受けた指定管理者として行うべきものと考えられる。 また、セントラルシティは、公園の「利用許可」を受けた者から独自に定めた利用料を徴収し自己の収入としているが、法第5条第1項に基づいて利用料を徴収できるのは、国土交通省の運用指針及び平成15年9月2日付け国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」のとおり、飲食店等の設置又は管理を認められた者が当該飲食店等に係る利用料を徴収する場合に限られると解されるため、この場合は指定管理者として条例に定められた金額に基づいて徴収を行うべきものと考えられる。 以上のことから、セントラルスクウェアの管理手法については、指定管理者制度によることが適当であり、早期に指定管理者制度に移行するよう見直しを行われたい。	セントラルスクウェアの管理手法については、指定管理者制度をはじめ施設の特性に合った管理手法の研究を深め、令和6年度を目途に円滑な移行を進めていく。	令和5年度当初から指定管理者制度はセントラルスクウェアの管理には馴染まないとして、市直営体制も含めて管理体制の再検討を行った。令和6年度からは基本的に市直営(業務委託)とし、多目的広場(臨時駐車場)のみは他自治体の事例に合わせ、都市公園法第5条の許可を受けた団体が独自採算で管理を行うこととした。	市街地整備課	